

施工計画作成上の留意点について

千葉県道路公社

(H28.07.01)

はじめに

総合評価方式は、価格および品質が総合的に優れた内容の契約を締結することを目的としており、公共工事の工事品質の確保や向上を図るためには、技術と経営に優れた健全な受注者を選定することが必要であります。

千葉県道路公社では技術と経営に優れた受注者を選定するため、下記の考え方に基づいて総合評価に係る施工計画の評価をすることとしておりますので、施工計画書作成の参考として下さい。

記

1 施工計画の判断基準

施工計画では、工事の条件や現場条件から設定した課題に対する施工上の工夫等を評価します。文章の書き方やまとめ方などの文章力・表現力で判断するのではなく、記載してある内容により判断して評価します。

2 施工計画作成の注意点

発注者が設定した課題に対する提案には、下記の内容が記載されていることが具体的な提案となります。

- ① 提案の理由（何に対して、どういう理由で）
- ② 具体的な施工内容（どういう対策を施すことによって）
- ③ 実施効果（どういう効果を期待するのか）

上記①～③の記載がなく行為のみの提案（・・・機械を使う、や・・・添加剤を使用する、等）は、評価の対象となる可能性は低いと考えられます。

また、現場での履行確認が曖昧な提案については、その確認方法も提案して下さい。

3 評価対象となりにくい提案

次のような提案は、内容が適正でないものとして評価は難しいでしょう。

- ① 各種仕様書、基準に記載のあるような一般的・標準的な提案

他の応札者が当たり前の内容と考えて記載していない場合があるため、明らかに一般的・標準的なものは評価されません。

- ② 提案内容が抽象的で具体性に欠ける提案

提案内容は具体的に記載されていること（前記①～③）が必要です。実施内容が不明瞭な場合は評価の対象となりません。

また、「・・・するように努める。」「必要に応じ・・・する。」「出来る限り・・・

する。」などの曖昧な表現は、記載内容を履行するのかもしれないのか不明確ですので評価されません。

③ 効果の確認が不明確な提案

通常施工をした場合と、提案内容を実施した場合の効果が明確に比較できない提案は評価されません。

④ 提案内容の履行の確実性・実効性に疑義がある（確認ができない）提案

他の施設管理者と新たな協議を必要とする内容や、現地の気象、地形、地質等の諸条件が考慮されていない内容など、履行の確実性・実効性が担保されないものは評価されません。

⑤ 与えられた課題に対して不適切な提案

与えられた課題と関連の少ない不適切な提案をした場合は評価されません。

⑥ 過大（オーバースペック）な提案

施工計画は多大な費用を要する内容を求めるものではありません。工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案（オーバースペック）は評価しません。

過大な提案（オーバースペック）の主な事例は次の通りです。

- ・使用する必要性が低いと判断される提案の実施に過剰な費用を要する提案
例) 要求水準に対し過剰な品質・性能を提案。
- ・条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案。
- ・管理基準値の厳格化のみの提案
例) 具体性のない社内管理基準値のみの記載等。
- ・過剰な設備の増設等
例) 多大な費用を要する施設の設置や増設等

4 その他の留意事項

- ① 施工計画に記載した提案にかかる費用は、入札見積金額に加算してください。
- ② 施工計画に記載した提案内容は、評価の有無にかかわらず履行の義務を負います。
- ③ 施工計画が不適切（白紙、未提出、関係法令に反する記載がある）である場合は、入札は無効となります。
- ④ 施工計画は、記載にあたっての注意事項が提出様式(様式第2号)の赤枠内に表示してありますので、確認の上規則に反することの無いように作成をお願いします。